平成２５年（フ）第１号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字城場39番地14
債務者　佐藤　賢一
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第２号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字城場39番地14
債務者　佐藤　美佳
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第３号
宮城県気仙沼市本吉町大沢60番地５　県営大沢住宅２号
債務者　芳賀　英里
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第５４号
秋田県北秋田市坊沢字深関街道下36番地８、前住所秋田県北秋田郡鷹巣町大町４番33―１号
債務者　工藤　則良
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第５９号
秋田県大館市曲田字曲田88番地、前住所東京都練馬区貫井５丁目４番９号　エーエスホームズ中村橋201
債務者　畠山　　唯（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第２２０号
滋賀県彦根市高宮町1495番地24
債務者　寺沢　義一
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１４７４号
京都府宇治市槇島町北内49番地の32
債務者　村田　道浩
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４９１号
京都市右京区西院東中水町14番地　西大路市営住宅１―306
債務者　佐伯　雅子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２１号
京都府城陽市長池北裏71番地　小森荘202号
債務者　山田　宗巌
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７５９号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番２―615号
債務者　山　　理沙
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６５９号
岡山市北区高松1006番地　松風園、旧住所岡山市北区富田273番地９　なでしこの家303号
債務者　千木　　實
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２号
広島県尾道市日比崎町16番31号
債務者　吉岡　誠司
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第４号
広島県三原市宮浦３丁目33番27―101号
債務者　仁井亜里沙（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第４３３号
愛媛県松山市勝岡町2536番地21
債務者　氏原　忠男
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３７号
愛媛県松山市古三津３丁目15番19号、住民票上の住所愛媛県松山市古三津３丁目15番９号
債務者　大田みどり
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３８号
愛媛県松山市築山町10番20号
債務者　芝　みつる
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４０号
愛媛県伊予郡松前町大字大溝294番地
債務者　栗原　和子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４５号
愛媛県伊予郡砥部町宮内2244番地５
債務者　本田　玲子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
松山地方裁判所民事部